

大阪府工賃向上計画(令和6～8年度)の概要

I 計画策定の趣旨等

【趣旨】

- ・障がい者が地域において自立した生活を営むためには、一般就労はもとより、福祉的就労の充実が不可欠であり、工賃向上に資する取組を推進し、福祉的就労の活性化を図る必要がある
- ・大阪府では「第5次大阪府障がい者計画」において、「障がい者の就労支援の強化」を最重点施策の一つに位置付け、福祉的就労の活性化等を含む障がい者の就労支援の強化に取り組んでいる
- ・国の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』一部改正を踏まえ、本計画を策定し、就労継続支援B型事業所等のさらなる工賃水準向上を目指すとともに、一般就労への移行を促進することとした

【計画の位置づけ】

- ・「第5次大阪府障がい者計画」で定めた工賃水準の向上に向けた基本的な考え方を受けて「工賃水準の向上」に向けた取組を具体的に推進するための個別の事業実施計画

【計画期間】

- ・令和6年度から令和8年度までの3年間

【計画の対象事業所】

- ・就労継続支援B型事業所等

II 工賃目標

令和6年度	令和7年度	令和8年度
15,000円	15,800円	16,500円

令和6～8年度の工賃目標(月額)については、令和4年度実績を基に、年約5%向上することにより、第7期大阪府障がい福祉計画(令和6～8年度)の数値目標16,500円の達成を目標に設定

III 官民一体の取組みにおけるそれぞれの役割

1. 大阪府の役割: 府工賃向上計画の策定と取組推進、工賃向上計画の推進に関する専門委員会における府計画の報告・点検、市町村・企業等との連携、府内優先調達の推進
2. 事業所の役割: 事業所の工賃向上計画の策定・提出・公表・取組推進・点検
3. 市町村の役割: 市町村の工賃水準目標の設定、事業所支援の取組推進、優先調達の推進
4. 企業等の役割: 福祉的就労への理解促進のため、事業所を活用した発注等の取組推進

IV 今後の具体的方策

項目	具体的な方策
1事業所の工賃向上計画策定・実行支援	(1)事業所の工賃向上計画の策定・提出促進
	(2)常設相談窓口の運営
	(3)コンサルタント派遣による訪問支援
	(4)事業所ニーズに応じた研修の実施(目標:年4回)
	(5)情報発信の充実
	(6)就労継続支援優良取組表彰
	(7)「おおさか障がい者就労施設ガイド」のHPの運営
2共同受注窓口の運営、優先調達の促進	(1)大阪府共同受注窓口の安定的運営(目標:60,000千円,900件)
	(2)市町村共同受注窓口等との連携
	(3)企業に対する共同受注窓口の周知・発注促進
	(4)府内官公庁の優先調達方針の策定促進・利用促進
	(5)大阪府庁内の優先調達の促進
	(6)障がい者在宅就業マッチング支援等事業の促進
3製品(こさえたん)認知度向上に向けた情報発信	(1)「こさえたんロゴマーク」の認知度向上
	(2)こさえたんサポーター、SNSフォロワーの獲得
	(3)大阪府庁舎内アンテナショップの運営
	(4)府内福祉製品販売店との連携
	(5)製品販路拡大・認知度向上に向けた外部販売機会の確保
	(6)製品の付加価値向上、魅力向上のための支援
	(7)アンテナショップを活用した施設外就労の場の提供
4農と福祉の連携の促進	(1)ワンストップ窓口の運営
	(2)農家と福祉施設による農作業請負の契約締結支援